

東浦町立小中学校タブレット端末等の売払い仕様書

1 目的

GIGA スクール構想の下で整備されたタブレット端末（以下「小中学校タブレット端末」という）には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されている場合があることから、文部科学省・経済産業省・環境省が使用済み端末の適切な処分方法（令和5年10月26日付「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）として提示した方針に沿い、適切なデータ消去を行い端末を処分することを目的とする。

2 受注条件

- (1) 受注者は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、愛知県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。なお、入札時・契約時には認定を受けていることを証明する書類を提出すること。
- (2) 小中学校タブレット端末が情報機器である性質を踏まえ、発注者が「3業務内容」に定める小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績（令和7年度の処分実績が本件処分台数を上回ること。ただし、入札時点で令和7年度の処分実績の法令に基づき提出する報告書の提出期限を迎えていない場合は、令和6年度の処分実績でも可とする）を十分に有していること。なお、入札時・契約時には処分実績を示す書類（法令に基づき提出している報告書）を提出すること。

3 業務内容

- (1) 受注者は、発注者と協議をして決まった日程で、発注者が梱包した小中学校タブレット端末等を回収すること。なお、梱包資材への収納は発注者が行い、各梱包資材に何台の小中学校タブレット端末が入っているかわかるよう表示を行うものとする。保管部屋から車両等への持ち運びは受注者が行うものとする。
- (2) 受注者は、受注者の再資源化事業計画に従い、回収した小中学校タブレット端末等を再使用・再資源化すること。
- (3) 小中学校タブレット端末に含まれるデータの消去を、「9 処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行するこ

と。

(4) 本業務完了後、業務完了報告書を提出すること。

4 履行期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

うち引渡し期間は令和8年9月1日から令和8年11月30日までとする。

5 契約方式

単価契約（1台あたりの単価）

6 引渡し対象品

引渡し対象品	詳細
小中学校タブレット端末	・ iPad 第7世代 Wi-Fi モデル 32GB ・ iPad 第9世代 Wi-Fi モデル 64GB
キーボード付きカバー	・ ロジクール RUGGED COMBO3 ・ KVAGO iPad キーボード 10.2 インチ
スタイラスペン	・ MS Solution LP-SMTP01SV
AC アダプター	・ AC アダプター タイプ A
ケーブル	・ ライトニング充電ケーブル タイプ A

※付属品については、端末本体の台数より少ない可能性があるため、そのことを踏まえて買受金額を算出すること

※保護フィルム、カバーがついた状態で引渡しをする

※端末管理・セキュリティ等に関連したアクティベーションロック・MDM・Apple School Manager 等は全て解除済みで引き渡すものとする。

※引渡し時点で小中学校タブレット端末の初期化実施の有無は問わないものとする。

7 予定数量・引渡し場所等

別紙に記載の内容とし、不良端末も引渡し台数の2%以内までは売払台数に含むものとする。なお、台数については変更になる可能性があるため、相互協議を行う。また、「電源が入らない端末」「画面割れの端末」を不良端末として計上している。

令和8年8月31日まで小中学校タブレット端末を使用しているため、契約後に不良端末の数が増える可能性がある。不良端末の数が引渡し台数の2%（小数点以下切捨て）を超える台数については、処分は実施するが、売払台数

に含めないものとする。

8 処分方法

受注者は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- ・「小型家電リサイクル法」を遵守し、受注者が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- ・小中学校タブレット端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、人退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- ・処分（再使用・再資源化）にあたっては、文部科学省が定める教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月改訂）に基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。故障等により専用ソフトを利用した消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMCを使用している端末は2mmを目安に粉碎処理すること等）を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。
- ・データ消去方法・作業場所および作業を行う事業者を、事前に発注者へ報告すること。
- ・データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、発注者が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、発注者の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- ・小中学校タブレット端末を再使用する場合は、発注者が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

9 履行確認及び買受金の支払い

データ消去証明書の提出をもってデータ消去作業が履行されたこととみなす。履行確認後、受注者は、買受金（確定数量に契約単価を乗じて算出される金額）の支払い手続きを速やかに行い、期限までに一括で支払うこと。支払い

が行われた時点で所有権が移転するものとする。

10 法令等の遵守について

以下の法令等を遵守すること。

- (1) 個人情報の保護に関する法律
- (2) 東浦町情報セキュリティポリシー
- (3) 東浦町立小中学校情報セキュリティポリシー

11 留意事項

(1) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。

(2) その他

受注者は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。

本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、受注者は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。

受注者は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに発注者へ当該事由の内容及び発注者が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。

受注者の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、発注者は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議の上でこれを定めることとする。

(別紙) 予定数量・引渡し場所

	学校名	引渡し場所（愛知県知多郡東浦町）	数量
1	藤江小学校	〒470-2105 大字藤江字仏 131	377
2	生路小学校	〒470-2104 大字生路字傍示松 15	371
3	片葩小学校	〒470-2103 大字石浜字坊ヶ谷 2	397
4	石浜西小学校	〒470-2103 大字石浜字三ツ池 30	441
5	緒川小学校	〒470-2102 大字緒川字八幡 7	514
6	卯ノ里小学校	〒470-2102 大字緒川字雁狭間山 18	359
7	森岡小学校	〒470-2101 大字森岡字天王西 23	494
8	東浦中学校	〒470-2103 大字石浜字障戸 19	829
9	北部中学校	〒470-2102 大字緒川字寿二区 80	549
10	西部中学校	〒470-2102 大字緒川字西高根 1-5	163
		合計	4,494 うち 第7世代 4,492 第9世代 2

なお、予定数量と回収後の数量が異なる場合は、受注者の拠点で確認できた数量を正として扱うものとする。

また、合計のうち 4,492 台が「iPad 第7世代 Wi-Fi モデル 32GB」、2 台が「iPad 第9世代 Wi-Fi モデル 64GB」であり、「iPad 第9世代 Wi-Fi モデル 64GB」2 台は東浦中学校から引き渡す数量に含むものとする。